

感染症の種類		出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白随炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	<u>インフルエンザ</u>	<u>発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで</u>
	<u>新型コロナウイルス感染症</u>	<u>発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで</u> (軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること)
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	※その他の感染症 溶連菌感染症、 感染性胃腸炎、 手足口病、 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 など	

※出席停止に関する届は、インフルエンザは様式1、新型コロナウイルス感染症は様式2、
その他は様式3を使用してください。(本校HPでダウンロード可能)
様式の提出をもって、出席停止の扱いとします。

西武学園文理中学・高等学校 保健室

関係法令：学校保健安全法施行規則第18、19条及び学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令

(令和5年文部科学省令第22号令和5年5月8日施行)